

証券コード：9364
株式会社 上組

第84回 定時株主総会 招集ご通知

🕒 開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

🏢 開催場所

神戸市中央区波止場町2番1号
ホテルオークラ神戸 1階「平安の間」
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

📖 目次

招集ご通知	1～2
株主総会参考書類	3～19
事業報告	20～44
連結計算書類・計算書類	45～48
監査報告書	49～54

📖 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

インターネット等または郵送による議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時まで
※詳しくは18～19頁をご参照ください。

株主各位

神戸市中央区浜辺通四丁目1番11号



第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。
さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kamigumi.co.jp/ir/stockinfo/shareholders.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9364/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）※】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「上組」または「コード」に当社証券コード「9364」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、18頁から19頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご確認のうえ、インターネット等または書面により2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区波止場町2番1号
ホテルオークラ神戸 1階「平安の間」

（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
- ①第84期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件
 - ②会計監査人および監査役会の第84期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権行使についてのご案内】（18～19頁）をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、本書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」したがって、本書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度における利益剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、利益還元に関する基本方針に基づき、連結配当性向40%を目安とした株式配当の実施による利益還元の強化を図るべく、1株につき50円といたしたく存じます。

これにより、中間配当金40円を含めた年間の配当金は、昨年より17円増配の1株につき90円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円

なお、この場合の配当総額は、5,503,478,750円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日といたしたく存じます。

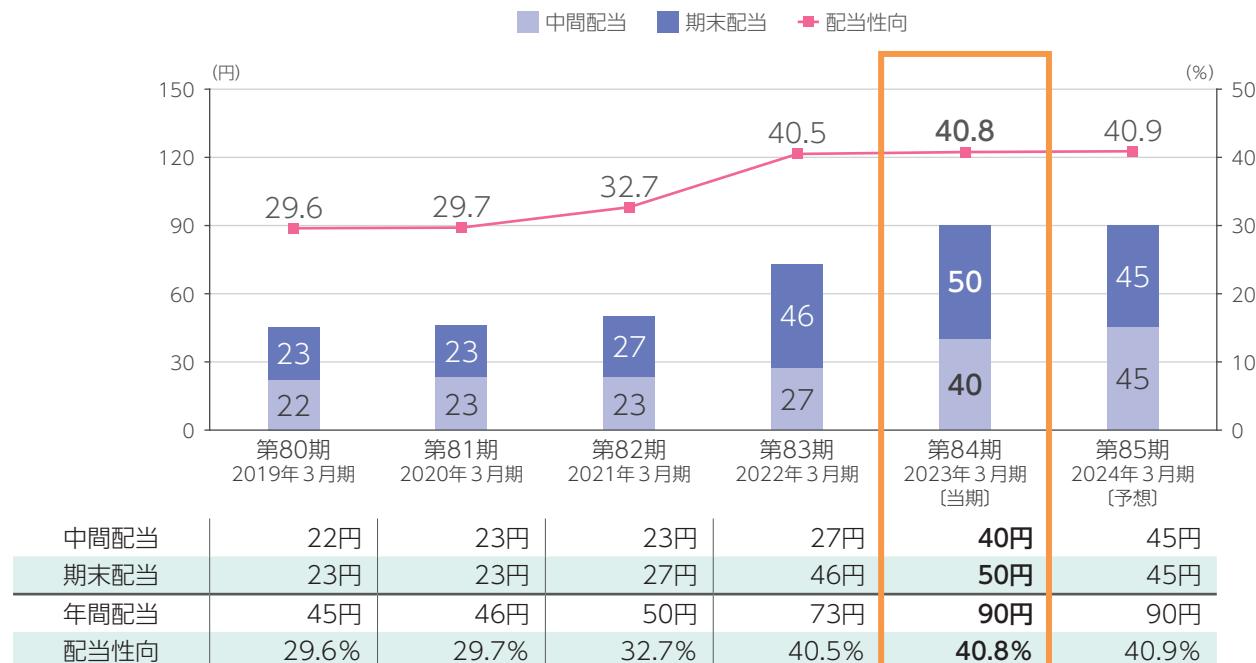
【利益還元に関する基本方針】

当社は、最適な資本構成を勘案しつつ、持続的な企業価値の向上を目指し、収益拡大に向けた成長投資や企業基盤の強化のための内部留保を確保したうえで、安定的な利益還元を継続することを基本方針としております。

利益還元については連結配当性向を基準とした配当を基礎とし、キャッシュ・フローの状況や資本効率などを勘案しつつ、自己株式の取得についても適宜、実施してまいります。

なお、現在進行中の中期経営計画（最終年度：2025年3月期）においては、一層の利益還元充実と資本効率改善を図るため、連結配当性向40%、総還元性向90%を目安とした利益還元を実施することといたします。

（ご参考：配当金と連結配当性向の推移）



第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

1. 当社は、さらなる企業成長を実現すべく、取締役会の実効性向上や、執行役員への権限委譲などを通じた『経営と執行の分離』を推進するため、2023年2月10日開催の当社取締役会において、コーポレートガバナンス体制の見直しを行うことを決議いたしました。

その一環として、2023年4月1日より、執行役員制度の拡充および取締役会構成の最適化を含む大幅な経営体制の変更を行いましたことに伴い、次のとおり当社定款の一部を変更するものです。

(1) 執行役員に係る規定の新設

従来の雇用型執行役員のほか、経営責任を負う「委任型執行役員」を創設し、取締役会からの権限委譲を受けて、大きな権限と責任のもと、戦略実現に向けた業務執行を担います。

当該執行役員制度の拡充に伴い、あらためて定款に執行役員に関する規定を明文化するものであります。

また、執行役員から社長を選定することとし、経営体制の機動的構築・移行を可能といたします。

(2) 役付取締役に係る規定の変更

上記執行役員制度の拡充に合わせ、従来取締役と執行役員の間で重複のあった役位の整理を行い、取締役の役位については会長および社長のみといたしました。これに伴い、役付取締役に係る規定を改定するものであります。

2. その他、上記変更に合わせて、次のとおり所要の変更を行うものであります。

(1) 取締役会の招集者および議長に係る規定の変更

取締役会運営の柔軟性を確保するため、取締役会の招集者および議長が取締役会長に限定されていた現行定款を変更し、その他の取締役が取締役会を招集し、または議長を務めることを可能といたします。

(2) 取締役会および監査役会の議事録に係る規定の変更

取締役会および監査役会の議事録の電子化への対応を可能とすべく、議事録への電子署名に係る記述を追加するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第20条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び監査役</p> <p>第21条～第24条 (条文記載省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会の決議によって、取締役中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(役付取締役の任務)</p> <p>第26条 会長は、<u>全般の社務を総理する。</u></p> <p>② <u>社長は、全般の社務を執行統理する。</u></p> <p>③ <u>副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従いこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第1条～第20条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、監査役及び執行役員</p> <p>第21条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会はその決議によって、取締役中から取締役会長1名、取締役社長1名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(執行役員及び役付執行役員)</p> <p>第26条 取締役会はその決議によって、<u>執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会はその決議によって、社長執行役員1名を選定する。また、役付執行役員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
第27条～第30条（条文記載省略）	第27条～第30条（現行どおり）
<p style="text-align: center;">第5章 取締役会及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 取締役会及び監査役会</p>
第31条～第32条（条文記載省略）	第31条～第32条（現行どおり）
(取締役会の招集者及び議長)	(取締役会の招集者及び議長)
<p>第33条 取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>第33条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p>
<p>② <u>取締役会長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>② <u>前項の取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p>
第34条～第35条（条文記載省略）	第34条～第35条（現行どおり）
(議事録)	(議事録)
<p>第36条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が<u>記名捺印</u>する。</p>	<p>第36条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が<u>記名押印又は電子署名</u>する。</p>
<p>② 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が<u>記名捺印</u>する。</p>	<p>② 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が<u>記名押印又は電子署名</u>する。</p>
第37条～第41条（条文記載省略）	第37条～第41条（現行どおり）

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（12名）が任期満了となります。
つきましては、コーポレートガバナンス体制の見直しに伴う経営体制の効率化のため、4名減員し、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	ふか い よし ひろ 深 井 義 博	代表取締役社長、 社長執行役員 CEO 再任	16回／16回中
2	た はら のり ひと 田 原 典 人	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌（東・中日本エリア） 再任	16回／16回中
3	ほり うち とし ひろ 堀 内 敏 弘	代表取締役 常務執行役員、 管理部門管掌 再任	16回／16回中
4	むら かみ かつ み 村 上 克 己	代表取締役 常務執行役員、 営業部門管掌（西日本・九州エリア） 再任	16回／16回中
5	ひら まつ こう いち 平 松 宏 一	取締役常務執行役員、 営業部門管掌（鉄鋼・エネルギーエリア） 再任	16回／16回中
6	いし ばし のぶ こ 石 橋 伸 子	社外取締役 再任 社外 独立	14回／16回中
7	ほ さか おさむ 保 坂 収	社外取締役 再任 社外 独立	13回／13回中
8	まつ むら はるみ 松 村 はるみ	社外取締役 再任 社外 独立	13回／13回中

- (注) 1. 取締役保坂 収、松村はるみの両氏は当事業年度中において新たに取締役に就任したため、上記の出席回数および開催回数は、就任日の2022年6月29日以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第35条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

株主総会参考書類

候補者番号

1

ふか い よし ひろ
深 井 義 博

(1954年9月14日生)

再任



所有する
当社の株式の数

47,045株

取締役会への
出席状況

16回中16回
(100%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1977年4月 当社入社
2002年4月 当社執行役員、鹿島支店長、常陸那珂支店担当
2003年6月 当社取締役、東京支店長、常陸那珂支店担当
2006年4月 当社常務取締役
2010年4月 当社取締役常務執行役員
2011年4月 当社取締役専務執行役員
2012年4月 当社代表取締役社長
2023年4月 当社代表取締役社長、
社長執行役員 CEO（現在）

【取締役候補者とした理由】

深井義博氏は港湾運送、国際複合一貫輸送といった当社中核事業に精通し、2012年4月より代表取締役社長兼最高執行責任者として執行役員を統括、当社グループの業容拡大を推進しており、2023年4月からは社長執行役員 CEOとして経営・執行双方を統括する役割を担っております。今後も当社経営および事業戦略の遂行に不可欠でありますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

た はら のり ひと
田 原 典 人

(1958年11月5日生)

再任



所有する
当社の株式の数

22,686株

取締役会への
出席状況

16回中16回
(100%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1982年4月 当社入社
2009年4月 当社執行役員、名古屋支店長
2011年6月 当社取締役執行役員、名古屋支店長
2013年4月 当社取締役常務執行役員
2018年4月 当社代表取締役常務 常務執行役員
2020年6月 当社代表取締役専務 専務執行役員
2023年4月 当社代表取締役 専務執行役員、
営業部門管掌（東・中日本エリア）（現在）

【取締役候補者とした理由】

田原典人氏は3PL（サードパーティー・ロジスティクス）事業に精通し、東・中日本地区の港湾事業、海外事業および国際物流事業を統括する取締役として、当社グループの業容拡大に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ほり うち とし ひろ
堀 内 敏 弘

(1954年6月15日生)

再任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1977年4月 当社入社
 2010年4月 当社執行役員、経営企画部長、
 タスクフォース・チーム長
 2012年6月 当社常務執行役員、
 管理部門長、秘書部長、
 タスクフォース・チーム長
 2013年6月 当社取締役常務執行役員
 2020年6月 当社代表取締役常務 常務執行役員
 2023年4月 当社代表取締役 常務執行役員、
 管理部門管掌（現在）

〔取締役候補者としての理由〕

堀内敏弘氏は港湾運送、海外部門を経て経営企画、管理部門を担当し経営管理全般について広い見識を有しており、2020年6月からは管理部門を統括し、内部統制システムの充実・強化に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

むら かみ かつ み
村 上 克 己

(1955年1月10日生)

再任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1977年4月 当社入社
 2012年4月 当社執行役員、
 東京・横浜支店担当
 2013年6月 当社取締役執行役員、
 営業本部 東日本・北海道地区担当
 2014年6月 当社取締役常務執行役員
 2020年6月 当社代表取締役常務 常務執行役員
 2023年4月 当社代表取締役 常務執行役員、
 営業部門管掌（西日本・九州エリア）（現在）

〔取締役候補者としての理由〕

村上克己氏は港湾運送・青果・飼料ほか各事業にわたる見識を有しており、現在は西日本・九州地区の港湾事業および青果事業を統括し、業容拡大に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する
当社の株式の数

24,914株

取締役会への
出席状況16回中16回
(100%)所有する
当社の株式の数

20,786株

取締役会への
出席状況16回中16回
(100%)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

候補者番号

5

ひら まつ こう いち
平 松 宏 一

(1956年7月1日生)

再任



所有する
当社の株式の数

15,454株

取締役会への
出席状況

16回中16回
(100%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
 2008年10月 当社東海支店長
 2013年10月 当社福山支店長
 2014年4月 当社執行役員、福山支店長
 2020年6月 当社取締役執行役員
 2023年4月 当社取締役常務執行役員、
 営業部門管掌（鉄鋼・エネルギーエリア）（現在）

【取締役候補者とした理由】

平松宏一氏は鉄鋼事業に長年携わり、同事業における深い見識を有するとともに、2020年6月からは鉄鋼・重量貨物輸送・エネルギー関連事業を統括し、当社の業容拡大に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

いし ばし のぶ こ
石 橋 伸 子

(1961年6月12日生)

再任

社外

独立

所有する
当社の株式の数

1,810株

取締役会への
出席状況16回中14回
(87.5%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1989年4月 弁護士登録
1995年10月 井口・石橋法律事務所共同開設
（現 弁護士法人神戸シティ法律事務所）
2004年10月 同所代表社員弁護士（現在）
2015年6月 株式会社関西アーバン銀行社外取締役
（現 株式会社関西みらい銀行）
2019年6月 当社社外取締役（現在）
2020年6月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
社外取締役監査等委員（現在）
2022年6月 株式会社高松コンストラクショングループ
社外取締役（現在）

（重要な兼職の状況）

弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員
株式会社高松コンストラクショングループ 社外取締役

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

石橋伸子氏を社外取締役候補者とした理由は、会社法をはじめ企業法務全般に関する弁護士としての専門的見地から適宜必要な助言・提言をいただくなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性の確保に大いに貢献いただいているためであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、法律の専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、法務に関わる事項に関し、引き続き当社経営に対する適切な助言や監督を行っていただくことを期待しております。

また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したご経験をお持ちではないものの、上記の理由で今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

〔独立性に関する事項〕

石橋伸子氏が社外取締役監査等委員を務められる株式会社ふくおかフィナンシャルグループおよび同氏が社外取締役を務められる株式会社高松コンストラクショングループと当社との間に取引関係はありません。また、同氏が在籍される弁護士法人神戸シティ法律事務所と当社との間に取引関係はありません。なお、同氏は弁護士資格をお持ちですが、同氏と当社との間に法律事務委託等の取引関係はありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

候補者番号

7

ほ さか
保 坂

おさむ
收

(1957年9月28日生)

再任

社外

独立



所有する
当社の株式の数

262株

取締役会への
出席状況

13回中13回
(100%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1980年 3月 陸上自衛隊入隊
- 2006年 8月 同隊補給統制本部装備計画部長
- 2010年12月 同隊輸送学校長
- 2012年 7月 同隊東北補給処長
- 2014年 8月 同隊退官
- 2016年 4月 日本通運株式会社公用営業部顧問
- 2022年 3月 ゆたか SHIPPING 株式会社顧問（現在）
- 2022年 6月 当社社外取締役（現在）

（重要な兼職の状況）

ゆたか SHIPPING 株式会社 顧問

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

保坂 收氏を社外取締役候補者とした理由は、陸上自衛隊の幹部自衛官として、主に補給・輸送分野に携わられた豊富なご経験と高い見識を当社の経営に活かしていただいているためであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、事業運営や安全・品質に関わる事項に関し、引き続き当社経営に対する適切な助言や監督を行っていただくことを期待しております。

また、同氏は会社経営に直接関与したご経験をお持ちではないものの、上記の理由で今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

〔独立性に関する事項〕

保坂 收氏が2022年3月まで顧問を務められた日本通運株式会社に対して、当社は運送契約に基づく運送料をお支払いしておりますが、その取引額は過去3年間のいずれの事業年度においても、同社の連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせるものではありません。また、同氏が顧問を務められるゆたか SHIPPING 株式会社と当社との間に取引関係はありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

候補者番号

8

まつむら
松村

はるみ

(1954年3月25日生)

再任

社外

独立

所有する
当社の株式の数

262株

取締役会への
出席状況13回中13回
(100%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1976年4月 株式会社西武百貨店入社
(現 株式会社そごう・西武)
- 2004年6月 株式会社アンリ・シャルパンティエ代表取締役
(現 株式会社シュゼット)
- 2011年7月 株式会社住生活グループ (現 株式会社LIXIL)
上席執行役員、広報・宣伝・環境戦略担当
株式会社LIXIL上席執行役員、
広報・宣伝担当 兼 CSR・環境戦略担当
- 2016年11月 株式会社LIXILグループ (現 株式会社LIXIL)
執行役専務、人事・総務担当 兼 住宅・サービス事業担当
株式会社LIXIL 取締役専務役員、CHRO 兼 CRE 本部管掌
- 2019年7月 株式会社ロック・フィールド社外取締役 (現在)
- 2022年6月 当社社外取締役 (現在)

(重要な兼職の状況)

株式会社ロック・フィールド 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

松村はるみ氏を社外取締役候補者とした理由は、洋菓子メーカーおよび住宅設備メーカーの経営に携わられたことによる豊富なご経験と高い見識を当社の経営に活かしていただいているためであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、会社経営に関する豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、引き続き当社経営に対する適切な助言や監督を行っていただくことを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

【独立性に関する事項】

松村はるみ氏が社外取締役を務められる株式会社ロック・フィールドと当社との間取引関係はありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしておられます。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数には、上組役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 松村はるみ氏は、2023年6月開催予定の株式会社広島銀行定時株主総会の決議をもって、同行の社外監査役に就任される予定であります。
4. 石橋伸子、保坂 収および松村はるみの3氏と当社との間では、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、3氏が原案どおり再選された場合、当社は3氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 石橋伸子氏は婚姻により井口姓となりましたが、旧姓の石橋で職務を執行しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者は常勤監査役の補欠として選任するものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

あき た けい ご
秋 田 恵 吾 (1958年8月13日生)



所有する
当社の株式の数

7,420株

略歴および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2014年4月 当社執行役員、人事部長
2014年12月 当社執行役員、管理本部長 兼 人事部長
2016年4月 当社執行役員、人事部長
2020年4月 当社執行役員、内部監査部長、
リスクマネジメント部、安全・品質保証部担当
2021年4月 当社経営企画部長、安全・品質保証部長
2022年4月 株式会社ピット代表取締役社長（現在）

【補欠監査役候補者とした理由】

秋田恵吾氏は当社の執行役員として管理部門の要職を歴任し、働き方改革の推進および内部統制の維持・発展に取り組んでまいりました。この経験を活かし、常勤監査役に欠員が生じた場合には後任としての役割を十分に果たすことができると判断し、補欠監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者の所有する当社の株式の数には、上組社員持株会における本人の持分を含めております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。秋田恵吾氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（候補者も含む。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社または当社の連結子会社の業務執行者であった者
2. 現在または過去3年間に於いて下記①～⑥のいずれかに該当していた者
 - ① 当社との1事業年度の取引額が、当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者
 - ② 当社への出資比率が5%を超える大株主またはその業務執行者
 - ③ 当社の主要な借入先またはその業務執行者
 - ④ 当社より年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体に所属する者
 - ⑤ 当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けた弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（法人等の団体である場合は当社からの報酬が当該団体の年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 - ⑥ 当社の業務執行者が他の会社の取締役を兼務している場合における当該他の会社の業務執行者
3. 上記1および2に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族

【ご参考】 取締役および監査役のスキルマトリックス

当社は、取締役および監査役が果たすべき役割に照らし、取締役および監査役が備えるべき専門性等を定義しております。

本総会において取締役選任議案の承認が得られた後の、取締役および監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

属性	氏名	地位	独立性	期待する知見・経験							
				企業経営 経営戦略	事業運営 業界経験	財務・会計	人事・ 人材開発	法務・リスク マネジメント	ESG・ サステナビリティ	安全・品質	グローバル
取締役	深井 義博	代表取締役社長		●	●			●	●		
	田原 典人	代表取締役		●	●						●
	堀内 敏弘	代表取締役		●	●	●	●		●	●	
	村上 克己	代表取締役		●	●					●	
	平松 宏一	取締役			●					●	
	石橋 伸子	社外取締役	●					●	●		
	保坂 收	社外取締役	●		●					●	
	松村 はるみ	社外取締役	●	●			●		●		
監査役	佐伯 邦治	常勤監査役			●		●	●		●	
	中尾 巧	社外監査役	●			●		●			
	黒田 愛	社外監査役	●			●		●			
	秀島 友和	社外監査役	●			●		●			



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
前記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会に 出席される場合

同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で 議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
××××年××月××日

議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認の場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部候補者を否認の場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

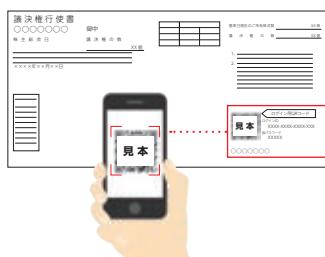
1. インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. 書面（郵送）により議決権行使をされた場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

I. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化により緩やかに持直しの動きがみられるものの、ウクライナ情勢等を背景としたエネルギーや原材料価格の高騰による消費者物価の上昇、世界的な金融引締め等、景気の先行きは不透明な状況となっております。

物流業界におきましても、輸出入貨物の取扱いが弱音中、電力・燃料費が高騰するなど経営環境は厳しい状態が継続しております。

このような状況下において当社グループは、中期経営計画の目標達成に向け、多目的物流センター（東京）、冷蔵倉庫（神戸）を新たに開設し、新規事業として環境に配慮したバイオマス発電所向け燃料のサイロ保管および輸送の取扱いを新たに開始するなど、事業基盤の強化を図り、物流インフラを支える企業としてサービスの提供を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、港湾運送の伸長などにより、前連結会計年度に比べて4.8%増収の2,741億39百万円となりました。利益面におきましても、営業利益は前連結会計年度に比べて10.7%増益の315億80百万円、経常利益は受取配当金および持分法による投資利益の増加により前連結会計年度に比べて13.6%増益の350億64百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べて18.0%増益の246億20百万円となりました。

営業収益



営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



セグメント別の事業の状況は次のとおりであります。

物流事業

(港湾運送、倉庫、国内運送、工場荷役請負、国際運送、物流その他)

営業収益・営業利益の推移

(単位：百万円)



業績概要

港湾運送におきましては、輸出入作業および自動車関連貨物の取扱量、新倉庫の稼働開始に伴う保管貨物の取扱量が増加となりました。工場荷役請負におきましては、構内での運搬作業が増加となりました。

この結果、物流事業の営業収益は前連結会計年度に比べて4.7%増収の2,433億22百万円、セグメント利益は13.4%増益の281億74百万円となりました。

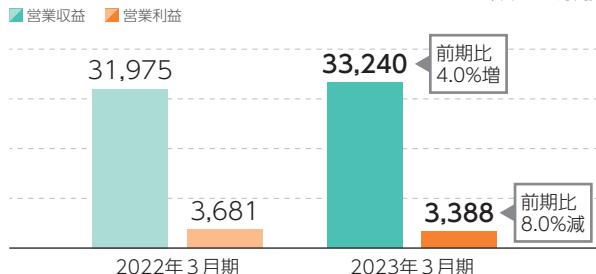


その他事業

(重量・建設、その他)

営業収益・営業利益の推移

(単位：百万円)



業績概要

重量・建設におきましては、重量貨物の運搬据付作業が減少となりましたが、その他におきまして新車整備の取扱量が増加となりましたほか、燃料および鋼材の物品販売も増加となりました。

この結果、その他事業の営業収益は前連結会計年度に比べて4.0%増収の332億40百万円となりました。一方、セグメント利益は重量・建設の減益の影響が大きく、8.0%減益の33億88百万円となりました。



②中期経営計画の進捗状況

中期経営計画の3年目となる2023年3月期における主な進捗は以下のとおりです。目標達成に向け、全社一丸で着実に取り組んでおります。

※中期経営計画の詳細は、当社ウェブサイトからご覧いただけます。
(当社ウェブサイト：<https://www.kamigumi.co.jp/ir/management/midtermbusiness.html>)

【定量目標】

区分	指標	2023年3月期 (実績)	2025年3月期 (計画値)
業績目標	営業収益	2,741億円	3,100億円
	営業利益	315億円	330億円
	経常利益	350億円	350億円
資本政策	負債調達	200億円(累計)	300億円規模(3年総額)
	投資額	191億円(累計)	720億円規模(3年総額)
	連結配当性向	40.8%	40%
	自己株式取得	122億円(累計)	300億円規模(3年総額)
	総還元性向	90.3%	90%
	R O E	6.7%	6.5%

(注) 負債調達、投資額および自己株式取得の各指標につきましては、2023年3月期から2025年3月期までの累計額を記載しております。

【定性目標】

重点戦略	当期の主な取組み
① 基幹事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔操作対応ハイブリッドRTGの順次導入 ・新規物流施設の建設 (東京：多目的物流センター新棟、神戸：冷蔵倉庫) ・飼料穀物サイロの機能強化
② 海外事業の収益性強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN各国において発電所プロジェクトや鉄道車両輸出プロジェクト案件への参画を推進 ・自動車産業向け取扱いサービスの拡充

重点戦略	当期の主な取組み
③ 新規事業の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・国内バイオマス発電所向け燃料輸送、保管案件の受注 ・風力発電設備の大型輸送プロジェクトへの対応推進 ・AZ-COM丸和ホールディングス株式会社との資本業務提携により、輸入から国内配送まで一貫対応可能な3PL事業体制の構築
④ 人材確保・育成強化	<ul style="list-style-type: none"> ・会社を支える強い人材と組織づくりに向けた人事制度改革を推進 ・教育研修機会の拡充に向けた検討
⑤ DXによる事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫内作業における無人搬送車（AGV）等の導入 ・物流全体の手続き効率化を目指した外部プラットフォームとの連携推進

③設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は169億59百万円であり、その主なものは前述の多目的物流センター（東京）および冷蔵倉庫（神戸）などの物流施設の建設、その他車両、荷役機器等の購入であります。

④資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金200億円の調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

今後の世界経済は、アフターコロナにおける経済活動の正常化が進む一方で、ウクライナや台湾などを取り巻く地政学的リスクに引き続き警戒を要するほか、欧米中央銀行の政策金利引上げによる景気減速リスクなど、先行き不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く状況におきましても、原油をはじめとした資源価格の高騰によるコスト上昇が常態化していることに加え、慢性的な人材不足への対応を迫られるなど、経営環境は依然として多くの課題を抱え、長期的な変化を見据えた経営戦略が求められております。

このような環境の中、中期経営計画の4年目を迎える当社グループでは、次の各重点施策に引き続き取り組んでまいります。

中期経営計画4年目の取組み

2024年3月期は、新型コロナウイルス対策も節目を迎え、経済正常化に伴う市場競争の一層の激化が予想される中で、中期経営計画における過去3年間の取組みの成果が現れる時期であり、最終事業年度の目標達成に向けた足場固めの時期でもあります。

1. 資本効率を意識した事業強化への取組み

【基幹事業の強化】

飼料穀物の取扱い拡大に向け、倉庫・サイロの機能強化を推進します。また、鉄鋼メーカーの高炉補修完了および自動車の生産回復に伴う鋼板の増産が予想されることから、荷役需要拡大への対応を進めてまいります。

【海外事業の収益性強化】

半導体生産回復により今後予想される完成車輸送需要の増加に向けたフォーワーディング業務の強化を進めるとともに、ASEAN諸国における国際ターミナル事業への参画を検討いたします。

【新規事業の開拓】

バイオマス発電所向け燃料の輸送、保管業務の拡大に注力するとともに、洋上風力発電プロジェクトへの参画も積極的に推し進めてまいります。

また、今後新型コロナウイルスの影響により停滞していた大型プロジェクトの再稼働や新規の倉庫等の建設、カーボンニュートラルポート（CNP）への対応、海外におけるフォーワーディング事業の拡大など、多方面において投資需要が予測されるため、資本コストの観点も踏まえ、投下資本の選択と集中を慎重に検討してまいります。

2. 成長に向けた基盤づくり

【人材確保・育成強化】

グローバル化、労働人口の減少、テクノロジーの進化といった目まぐるしい環境変化が進む中、当社は時代を切り拓く新たな人材の育成を目的に、人事制度改革と組織変革を実施いたしました。

今後、研修制度の拡充を通じた人材育成を推進していくとともに、働き方改革の実行により、多種多様な人材がその能力を発揮できる職場づくりを進めてまいります。

【DXによる事業の強化】

ITとビジネスの一体化を目指し、物流における機械化、デジタル化を通じ、省力化や効率性改善の範疇を超え、既存の物流のあり方を大きく変革する全社的な取組みに邁進してまいります。

各倉庫においては、自動ソーターやAGV等の導入を拡大し、作業の効率化を一層推し進めてまいります。また、コンテナターミナルにおいては、労働者の不足に反して大型化するコンテナ船の積卸増加に対応すべく、遠隔操作RTG導入によるターミナルの荷役能力向上を図るとともに、ターミナルにおける混雑解消のため、トラック予約管理システムの活用による車両待機時間抑制や配車効率改善を全社的に推し進めてまいります。

そのほか、物流デジタル化の一環として、国際的な輸出入プラットフォームへの積極的な参画による各種手続きの電子化により、競争力強化および新たなビジネスチャンスの創出につなげてまいります。

コーポレートガバナンス体制の見直し

当社は、より俯瞰的な経営戦略の立案と、強力な戦略遂行を可能とすべく、2023年4月1日より、以下の各施策を実施し、『経営と執行の分離』を加速させております。

1. 執行役員制度の拡充

従来の雇用型執行役員のほか、経営責任を負う「委任型執行役員」を創設し、取締役会からの権限委譲を受けて、大きな権限と責任のもと、戦略実現に向けた業務執行を担います。

2. 取締役会構成の最適化

上記1による権限委譲を背景に、取締役会の員数を減員（12名から8名へ）するとともに、社外取締役比率は3分の1以上を維持することとし、より俯瞰的かつ実効的な経営戦略の立案と、客観的立場からの執行の監督を行います。

3. 「指名・報酬委員会」の設置

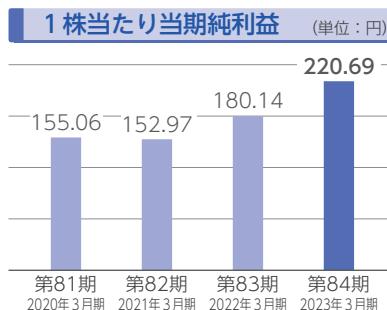
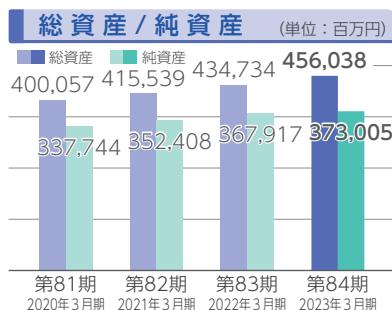
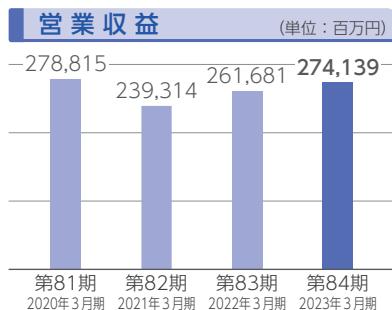
取締役の指名および報酬の決定等に係る取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任を強化するため、取締役会の下に社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」を設置いたします。

上記施策を通じた新たなコーポレートガバナンス体制により、中期経営計画の重点施策を強力に推進し、業績目標の確実な達成にまい進してまいります。

(3) 財産および損益の状況

区分	第81期 (2020年3月期)	第82期 (2021年3月期)	第83期 (2022年3月期)	第84期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
営業収益 (百万円)	278,815	239,314	261,681	274,139
経常利益 (百万円)	26,407	26,184	30,875	35,064
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,378	17,932	20,861	24,620
1株当たり当期純利益 (円)	155.06	152.97	180.14	220.69
総資産 (百万円)	400,057	415,539	434,734	456,038
純資産 (百万円)	337,744	352,408	367,917	373,005
1株当たり純資産 (円)	2,849.94	3,017.22	3,193.03	3,372.82

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期(第83期)の期首より適用しております。2021年3月期(第82期)の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。



(4) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業
上組陸運株式会社	150 百万円	100.00 %	陸運業
上組海運株式会社	200	95.00	海運業
上組航空サービス株式会社	100	100.00	航空貨物代理業
泉産業株式会社	20	100.00	構内作業請負業
株式会社カミックス	164	100.00	物品販売業・リース業
大分港運株式会社	40	100.00	港湾運送業
岩川醸造株式会社	10	100.00 (100.00)	焼酎製造・一般酒類販売業
エムビー・サービス日本株式会社	301	66.60	輸入車整備業
日本ポート産業株式会社	500	70.00	冷蔵倉庫業
上組(香港)有限公司	55 百万香港ドル	100.00	総合物流業
上組国際貨運代理(上海)有限公司	29 百万人民元	100.00 (100.00)	総合物流業
KAMIGUMI GLOBAL SOLUTIONS MALAYSIA SDN. BHD.	32 百万マラヤシヤット	100.00	倉庫業・物流業

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業セグメント	主要な事業
物流事業	港湾運送、倉庫、国内運送、工場荷役請負、国際運送、物流その他
その他の事業	重量・建設、その他

(6) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

①国内の主要な事業所等

当 社	本 店	神戸市中央区浜辺通四丁目1番11号
	東京本社	東京都港区芝浦三丁目7番11号
	支 社	名古屋支社（名古屋市）、九州支社（福岡市）
	事業本部・事業部等	海外事業本部（東京都） 営業本部（東京都） 国際物流事業本部（東京都） 港運事業本部（神戸市） 重量エネルギー輸送事業本部（神戸市） 米事業本部（東京都） 青果事業本部（東京都） 飼料・穀物事業本部（東京都） サニープレイス事業部（神戸市）
	支 店	東京、鹿島、横浜、新潟、苫小牧、浜岡、豊川、東海、名古屋、大阪、神戸、広畑、玉島、福山、箕沖、徳山、境港、門司、八幡、福岡、大分、鹿児島、志布志

子 会 社	上組陸運株式会社（神戸市）	関連会社	上津港運株式会社（神戸市）
	上組海運株式会社（神戸市）		中央港運株式会社（神戸市）
	上組航空サービス株式会社（東京都）		神戸メガコンテナターミナル株式会社（神戸市）
	泉産業株式会社（大阪市）		十勝グリーンセンター株式会社（北海道）
	株式会社カミックス（神戸市）		株式会社神戸港国際流通センター（神戸市）
	大分港運株式会社（大分県）		株式会社ピット（神戸市）
	岩川醸造株式会社（鹿児島県）		株式会社サニープレイスファーム（大分県）
	上津運輸株式会社（兵庫県）		株式会社サニープレイスファーム（大分県）
	エムビー・サービス日本株式会社（茨城県）		瑞穂商事株式会社（大阪市）
	日本ポート産業株式会社（神戸市）		KLKGホールディングス株式会社（東京都）
MCKGポートホールディング株式会社（神戸市）			

- (注) 1. 2023年3月31日をもって、名古屋支社、九州支社および営業本部を廃止いたしました。
2. 2023年4月1日付で、境港支店を大阪支店に統合し、大阪支店境港出張所といたしました。また、同日付で鹿児島支店を志布志支店に統合し、志布志支店鹿児島出張所といたしました。

②海外の主要な事業所等

当 社	駐 在 員 事 務 所 等	北京事務所 (中国)
子 会 社	上組 (香港) 有限公司 (香港) KAMIGUMI SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール) 上組国際貨運代理 (上海) 有限公司 (中国) 上組国際貨運代理 (深圳) 有限公司 (中国) 台湾上組股份有限公司 (台湾) KAMIGUMI (VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム) PT. KAMIGUMI INDONESIA (インドネシア) KAMIGUMI-EFR LOGISTICS (MYANMAR) CO.,LTD. (ミャンマー) PT. KAMIGUMI LOGISTICS INDONESIA (インドネシア) KAMIGUMI GLOBAL SOLUTIONS MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア) KAMIGUMI MEXICO S.A. de C.V. (メキシコ) KAMIGUMI USA INC. (アメリカ) THILAWA MULTIPURPOSE INTERNATIONAL TERMINAL CO.,LTD. (ミャンマー)	
関連会社	EASTERN SEA LAEM CHABANG TERMINAL CO.,LTD. (タイ) KAMIGUMI (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア) THAI LOGISTICS SERVICE CO.,LTD. (タイ) 上海上組物流有限公司 (中国) 豊通上組物流 (常熟) 有限公司 (中国) THILAWA GLOBAL LOGISTICS CO.,LTD. (ミャンマー) INTERNATIONAL BULK TERMINAL (THILAWA) CO.,LTD. (ミャンマー) APM TERMINALS VALENCIA, S.A. (スペイン) KAMIGUMI KSL TUNNELLING JV PTE. LTD. (シンガポール)	

- (注) 1. 2022年12月7日をもって、ヤンゴン事務所を廃止いたしました。
 2. 2022年10月28日をもって、KAMIGUMI MIDDLE EAST L.L.C.を清算いたしました。

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)**①企業集団の従業員の状況**

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
物流事業	3,761名	54名減
その他事業	304名	2名減
全社（共通）	141名	1名増
合計	4,206名	55名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 上記の従業員数に臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,674名	45名減	40.5歳	16.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。
2. 上記の従業員数に臨時従業員数は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	20,000 百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年9月16日付で、株式会社丸和運輸機関（現 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社）との間で、資本業務提携に関する基本合意を行いました。

Ⅱ. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 250,000,000株
- ②発行済株式の総数 116,376,837株
- ③株主数 7,320名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,248千株	12.94%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,412	6.73
かみぐみ共栄会	7,347	6.67
上組社員持株会	3,345	3.03
全国共済農業協同組合連合会	2,772	2.51
一般財団法人村尾育英会	2,456	2.23
日本生命保険相互会社	2,271	2.06
住友生命保険相互会社	2,250	2.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,144	1.94
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,021	1.83

- (注) 1. 当社は、2022年5月13日および同年11月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行いました。これにより、発行済株式の総数は、前期末 (127,496,837株) に比べ、11,120,000株減少しました。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、自己株式6,307千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は自己株式を控除して算出してあり、また小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	5,504株	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅱ. (2) ⑥取締役および監査役の報酬等」 (38～39頁) に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
久保昌三	代表取締役会長	当社経営責任者、取締役会議長 青海流通センター株式会社 代表取締役会長 株式会社ワールド流通センター 代表取締役会長 日本港運振興株式会社 代表取締役社長 一般社団法人日本港運協会 会長 兵庫県港運協会 会長 一般財団法人サニーピア医療保健協会 理事長
深井義博	代表取締役社長	当社最高執行責任者
田原典人	代表取締役専務	当社専務執行役員、 国際物流事業本部、飼料・穀物事業本部、米事業本部統括、 営業本部 東日本・北海道地区統括
堀内敏弘	代表取締役常務	当社常務執行役員、 管理部門、安全・衛生統括
村上克己	代表取締役常務	当社常務執行役員、 九州支社長、青果事業本部統括、 営業本部 西日本・九州地区統括
平松宏一	取締役	当社執行役員、 鉄鋼支店・重量エネルギー輸送事業本部統括、 安全・衛生副統括
長田行弘	取締役	当社執行役員、 海外事業本部統括、営業本部 港運事業本部統括 株式会社カミックス 代表取締役社長 株式会社神戸港国際流通センター 代表取締役社長
椎野和久	取締役	当社執行役員、 名古屋支社長、営業本部 中京地区統括、 徳山支店担当

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
石橋伸子	取締役	弁護士 弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員 株式会社高松コンストラクショングループ 社外取締役
鈴木三男	取締役	東京海上日動火災保険株式会社 顧問 一般財団法人日本自動車交通安全用品協会 理事長
保坂 收	取締役	ゆたか SHIPPING 株式会社 顧問
松村 はるみ	取締役	株式会社ロック・フィールド 社外取締役
小林保男	常任監査役 (常勤)	—
中尾 巧	監査役	弁護士 弁護士法人淀屋橋・山上合同 顧問 国立大学法人神戸大学 理事
黒田 愛	監査役	弁護士 公益社団法人日本仲裁人協会 理事 大阪弁護士会 副会長
秀島友和	監査役	税理士

- (注) 1. 取締役石橋伸子、鈴木三男、保坂 收および松村はるみの4氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。
2. 監査役中尾 巧、黒田 愛および秀島友和の3氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。
3. 監査役秀島友和氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

②当事業年度中に就任または退任した取締役および監査役

イ. 就任

氏名	就任時の会社における地位	就任時の担当および重要な兼職の状況	就任日
保坂 収	取締役	ゆたか SHIPPING株式会社 顧問	2022年6月29日
松村 はるみ	取締役	株式会社ロック・フィールド 社外取締役	2022年6月29日
秀島 友和	監査役	税理士	2022年6月29日

- (注) 1. 取締役保坂 収、松村はるみの両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役秀島友和氏は、社外監査役であります。

ロ. 退任

氏名	退任時の会社における地位	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
宗吉 勝正	監査役	税理士 学校法人関西外国語大学 監事 株式会社エフアンドエム 社外取締役監査等委員 金井ホールディングス株式会社 社外監査役 金井重要工業株式会社 社外監査役 シー・エイチ・オー新薬株式会社 社外取締役	2022年6月29日
小林 保男	常任監査役(常勤)	—	2023年3月31日

- (注) 1. 監査役宗吉勝正氏は、任期満了による退任であります。なお、同氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しておりました。
2. 監査役小林保男氏は、辞任による退任であります。また、同氏の辞任に伴い、2023年4月1日付で補欠監査役の佐伯邦治氏が常任監査役(常勤)に就任いたしました。なお、同氏は2022年6月29日開催の第83回定時株主総会において、補欠監査役に選任されており、監査役の要件を満たしております。
3. 監査役宗吉勝正氏は、社外監査役でありました。

③当事業年度中に生じた取締役および監査役の重要な兼職の状況の異動

氏名	会社における地位	新	旧	異動年月日
石橋 伸子	取締役	弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員 株式会社高松コンストラクショングループ 社外取締役	弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役	2022年6月22日
中尾 巧	監査役	弁護士法人淀屋橋・山上合同 顧問	弁護士法人淀屋橋・山上合同 顧問 国立大学法人神戸大学 理事	2023年3月31日
黒田 愛	監査役	公益社団法人日本仲裁人協会 理事	公益社団法人日本仲裁人協会 理事 大阪弁護士会 副会長	2023年3月31日

④当事業年度後の取締役の地位および担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
久保 昌三	取締役、 取締役会議長	代表取締役会長、 経営責任者、取締役会議長	2023年4月1日
深井 義博	代表取締役社長、 社長執行役員 CEO	代表取締役社長、 最高執行責任者	2023年4月1日
田原 典人	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌 (東・中日本エリア)	代表取締役専務 専務執行役員、 国際物流事業本部、 飼料・穀物事業本部、 米事業本部統括、 営業本部 東日本・北海道地区統括	2023年4月1日
堀内 敏弘	代表取締役 常務執行役員、 管理部門管掌	代表取締役常務 常務執行役員、 管理部門、安全・衛生統括	2023年4月1日
村上 克己	代表取締役 常務執行役員、 営業部門管掌 (西日本・九州エリア)	代表取締役常務 常務執行役員、 九州支社長、青果事業本部統括、 営業本部 西日本・九州地区統括	2023年4月1日
平松 宏一	取締役常務執行役員、 営業部門管掌 (鉄鋼・エネルギーエリア)	取締役執行役員、 鉄鋼支店・重量エネルギー輸送事業本部統括、 安全・衛生副統括	2023年4月1日

氏名	新	旧	異動年月日
長 田 行 弘	取締役常務執行役員、 海外領域長、港運領域長、 株式会社カミックス 代表取締役社長	取締役執行役員、 海外事業本部統括、 営業本部 港運事業本部統括、 株式会社カミックス 代表取締役社長	2023年4月1日
椎 野 和 久	取締役常務執行役員、 国際物流領域長、 港湾領域長（東日本、中日本）	取締役執行役員、 名古屋支社長、 営業本部 中京地区統括、 徳山支店担当	2023年4月1日

〔ご参考〕 執行役員の状況（2023年4月1日現在）

氏名	会社における地位	担当の状況
* 深井 義博	社長執行役員	CEO
* 田原 典人	専務執行役員	営業部門管掌（東・中日本エリア）
* 堀内 敏弘	常務執行役員	管理部門管掌
* 村上 克己	常務執行役員	営業部門管掌（西日本・九州エリア）
* 平松 宏一	常務執行役員	営業部門管掌（鉄鋼・エネルギーエリア）
* 長田 行弘	常務執行役員	海外領域長、港運領域長、 株式会社カミックス 代表取締役社長
* 椎野 和久	常務執行役員	国際物流領域長、港湾領域長（東日本、中日本）
國枝 哲	上級執行役員	監査企画領域長、ESG推進室長
前田 和也	上席執行役員	海外領域副領域長、国際物流領域副領域長、 国際物流事業本部長
岸野 保宏	上席執行役員	財務金融本部長、財務部長、IR・SR室長
長谷 光比古	上席執行役員	港湾領域副領域長（西日本）
森 公平	上席執行役員	港湾領域副領域長（東日本）、東京支店長
松崎 弘芳	上席執行役員	鉄鋼・エネルギー領域副領域長
安田 和弘	執行役員	神戸支店長
松尾 和彦	執行役員	大分支店長
濱田 好之	執行役員	名古屋支店長
尾添 誠二	執行役員	海外事業本部長
下西 正時	執行役員	横浜支店長
前田 秀昌	執行役員	大阪支店長、泉産業株式会社 代表取締役社長
上田 俊幸	執行役員	重量エネルギー輸送事業本部長
佐々木 淳	執行役員	福岡支店長
田中 靖誠	執行役員	人事部長
丸山 育生	執行役員	情報システム部長、DX推進室長
空 隆樹	執行役員	東京支店副支店長
三浦 健二	執行役員	青果事業本部長

（注）*印の執行役員は、取締役を兼務しております。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「I. (6) 主要な事業所等」（28～29頁）に記載の当社の国内外の子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。

なお、当該保険契約は1年毎に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑥取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定の方法

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該方針の決定に際しては、社外取締役2名による客観的なご意見を踏まえ、取締役会において十分に審議いたしました。

ii) 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬の決定に際しては、職位・職責に加え、会社の業績水準や社会情勢および他社の報酬水準を踏まえて決定することを基本方針としております。社外取締役を除く取締役の報酬構成は、月額基本報酬（現金報酬）と中長期報酬（株式報酬）により構成し、社外取締役の報酬構成については、客観的な立場から経営や業務執行の監督機能を中心に担うことに照らし、月額基本報酬（現金報酬）のみで構成しております。

なお、月額基本報酬（現金報酬）は、固定給（取締役ごとの職位および職責により定まる基本報酬）および変動給（一定の業績指標に応じて支給される業績連動報酬）とし、社外取締役においては、その業務の特性に鑑み、固定給のみの支給としております。

月額基本報酬（現金報酬）は、固定給および変動給ともに毎月一定の時期に支給し、中長期報酬（株式報酬）は、取締役会の決議に基づき、毎年一定の時期に支給いたします。

iii) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に則した役員報酬規程を定めており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を当該規程に基づき算定いたしましたため、これらが当該方針に沿うものであると判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			月額基本報酬（現金報酬）		中長期報酬 （株式報酬）
			固定給	変動給	
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 （うち社外取締役）	12名 （4名）	465百万円 （25百万円）	284百万円 （25百万円）	166百万円 （－）	14百万円 （－）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （4名）	28百万円 （18百万円）	28百万円 （18百万円）	－	－
合計 （うち社外役員合計）	17名 （8名）	493百万円 （43百万円）	312百万円 （43百万円）	166百万円 （－）	14百万円 （－）

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。
2. 上記の員数には、2022年6月29日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名分および2023年3月31日をもって辞任した常勤監査役1名分が含まれております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。
- また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）額の上限を年額30百万円以内、交付される株式の総数を年間12,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名であります。
- 監査役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
4. 当社の業績連動報酬は、取締役（社外取締役を除く。）の職位・職責および他社の報酬水準を考慮して決定した基礎給に、前事業年度の業績指標に応じた係数を乗じて算定しております。係数の算定基礎となる業績指標は、持続的かつ中長期的な企業価値の向上を目的に、具体的な経営目標の達成を強く動機付けるインセンティブとなるよう選定し、事前に決定しております。なお、当事業年度の報酬に係る業績指標は連結営業利益を採用しており、前連結会計年度の実績は、285億24百万円であります。
5. 当社は非金銭報酬（株式報酬）として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬（事前交付型）を交付しております。
- 譲渡制限期間は交付の日より3年間から30年間までの間で取締役会があらかじめ定める期間とし、また取締役会があらかじめ定める連結営業利益等の業績条件を達成することができない場合には、当社が本交付株式の全部または一部を当然に無償で取得いたします。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	石橋伸子	弁護士法人神戸シティ法律事務所 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 株式会社高松コンストラクショングループ	代表社員弁護士 社外取締役監査等委員 社外取締役
取締役	鈴木三男	東京海上日動火災保険株式会社 一般財団法人日本自動車交通安全用品協会	顧問 理事長
取締役	保坂 収	ゆたか SHIPPING 株式会社	顧問
取締役	松村 はるみ	株式会社ロック・フィールド	社外取締役
監査役	中尾 巧	弁護士法人淀屋橋・山上合同 国立大学法人神戸大学	顧問 理事
監査役	黒田 愛	公益社団法人日本仲裁人協会 大阪弁護士会	理事 副会長

- (注) 1. 鈴木三男氏が顧問を務められる東京海上日動火災保険株式会社と当社との間には、保険契約に基づく取引関係がありますが、その取引額は過去3年間のいずれの事業年度においても、同社の連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせるものではありません。なお、東京海上日動火災保険株式会社は当社株式を保有しておられますが、出資比率は5%未満であり、当社の大株主ではありません。
2. その他各兼職先と当社との間に取引等の重要な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査役会	
		出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率
取締役	石橋伸子	14回／16回	87.5%	—	—
取締役	鈴木三男	16回／16回	100%	—	—
取締役	保坂 収	13回／13回	100%	—	—
取締役	松村 はるみ	13回／13回	100%	—	—
監査役	中尾 巧	16回／16回	100%	11回／11回	100%
監査役	黒田 愛	13回／16回	81.3%	9回／11回	81.8%
監査役	秀島 友和	13回／13回	100%	8回／8回	100%

- (注) 1. 取締役保坂 収、松村はるみの両氏は当事業年度中において新たに取締役に就任したため、上記の出席回数および開催回数は、就任日の2022年6月29日以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 監査役秀島友和氏は当事業年度中において新たに監査役に就任したため、上記の出席回数および開催回数は、就任日の2022年6月29日以降に開催された取締役会および監査役会を対象としております。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第35条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- ・取締役会および監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
〔取締役 石橋伸子氏〕

会社法をはじめ企業法務全般に関する弁護士としての専門的見地から意見を述べられており、特に重要契約の締結や社内規程の改正等、法的知見を踏まえた検討が求められる案件について適宜必要な助言をいただくなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておられます。

〔取締役 鈴木三男氏〕

警察行政に長年携わられたご経験に基づく専門的見地から意見を述べられており、社内制度の改革等、法的知見および組織運営上の観点からの検討が求められる案件について適宜必要な助言をいただくなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておられます。

〔取締役 保坂 収氏〕

陸上自衛隊の幹部自衛官として、物資の安定的な補給・輸送計画の運用に長年携わられたご経験および同業他社に勤務されたご経験に基づく専門的見地から意見を述べられており、事業運営

や安全・品質に関する事項について適宜必要な助言をいただくなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておられます。

〔取締役 松村はるみ氏〕

企業経営者として得た豊富な知識とご経験に基づく意見を述べられており、経営戦略や人材育成、ESG・サステナビリティについて実践的な助言をいただくなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておられます。

〔監査役 中尾 巧氏〕

検察行政に長年携わられたご経験や、弁護士としての専門的見地から意見を述べられるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っておられます。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜必要な発言を行っておられます。

〔監査役 黒田 愛氏〕

会社法をはじめ企業法務全般に関する弁護士としての専門的見地や海外法律事務所での勤務経験を踏まえ意見を述べられるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っておられます。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜必要な発言を行っておられます。

〔監査役 秀島友和氏〕

税務行政に長年携わられたご経験や、税理士としての専門的見地から意見を述べられるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っておられます。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜必要な発言を行っておられます。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく社外取締役および社外監査役の損害賠償責任の限度額は、定款第29条第2項の定めにより、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

①名称 神陽監査法人

②報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認のうえ検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に存在する子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない行為があるなど、当社の会計監査人であることについて重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項の規定により、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を不再任とすることに関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2023.3.31)	前期(ご参考) (2022.3.31)	科目	当期 (2023.3.31)	前期(ご参考) (2022.3.31)
資産の部			負債の部		
【流動資産】	132,587	111,904	【流動負債】	42,906	46,631
現金及び預金	65,680	45,897	支払手形及び営業未払金	25,831	27,107
受取手形、営業未収入金 及び契約資産	48,371	47,075	未払法人税等	5,760	5,817
電子記録債権	1,004	748	賞与引当金	180	177
有価証券	10,600	10,500	その他	11,133	13,528
棚卸資産	816	764	【固定負債】	40,127	20,185
その他	6,173	6,975	長期借入金	20,000	—
貸倒引当金	△58	△56	繰延税金負債	542	468
【固定資産】	323,451	322,829	役員退職慰労引当金	75	66
(有形固定資産)	229,737	232,086	船舶特別修繕引当金	27	20
建物及び構築物	106,864	104,779	退職給付に係る負債	18,312	18,324
機械装置及び運搬具	18,444	17,455	関係会社事業損失引当金	267	267
土地	100,227	100,265	その他	901	1,038
建設仮勘定	2,244	8,149	負債合計	83,033	66,816
その他	1,955	1,435	純資産の部		
(無形固定資産)	6,586	6,649	【株主資本】	358,055	355,390
(投資その他の資産)	87,126	84,094	資本金	31,642	31,642
投資有価証券	78,441	75,101	資本剰余金	26,854	26,854
長期貸付金	93	43	利益剰余金	313,851	321,928
繰延税金資産	1,610	2,328	自己株式	△14,292	△25,034
その他	7,299	6,937	【その他の包括利益累計額】	13,189	10,750
貸倒引当金	△317	△316	その他有価証券評価差額金	12,146	10,708
資産合計	456,038	434,734	為替換算調整勘定	724	336
			退職給付に係る調整累計額	318	△294
			【非支配株主持分】	1,760	1,776
			純資産合計	373,005	367,917
			負債・純資産合計	456,038	434,734

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	当期 (2022.4.1～2023.3.31)	前期 (ご参考) (2021.4.1～2022.3.31)
営業収益	274,139	261,681
営業原価	222,787	213,736
営業総利益	51,352	47,944
販売費及び一般管理費	19,771	19,420
営業利益	31,580	28,524
営業外収益	3,564	2,425
受取利息及び受取配当金	1,696	976
持分法による投資利益	1,269	837
その他	598	612
営業外費用	80	74
支払利息	18	—
その他	61	74
経常利益	35,064	30,875
特別利益	494	1,142
固定資産売却益	57	252
投資有価証券売却益	256	627
補助金収入	181	262
特別損失	600	1,726
固定資産除売却損	376	814
投資有価証券評価損	—	1
関係会社株式評価損	224	641
関係会社事業損失引当金繰入額	—	267
税金等調整前当期純利益	34,958	30,291
法人税、住民税及び事業税	10,420	9,792
法人税等調整額	△84	△227
当期純利益	24,623	20,726
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	3	△134
親会社株主に帰属する当期純利益	24,620	20,861

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2023.3.31)	前期(ご参考) (2022.3.31)	科目	当期 (2023.3.31)	前期(ご参考) (2022.3.31)
資産の部			負債の部		
【流動資産】	119,230	100,540	【流動負債】	38,756	42,416
現金及び預金	58,123	39,460	営業未払金	21,645	23,267
受取手形	210	569	未払金	4,479	4,713
電子記録債権	977	740	未払費用	4,117	4,463
営業未収入金及び契約資産	43,312	42,426	未払法人税等	5,437	5,502
有価証券	10,600	10,500	その他	3,075	4,469
貯蔵品	160	145	【固定負債】	39,023	18,258
短期貸付金	4,130	4,225	長期借入金	20,000	—
その他	1,765	2,520	退職給付引当金	18,031	17,221
貸倒引当金	△49	△48	関係会社事業損失引当金	267	267
【固定資産】	321,191	319,563	その他	724	768
(有形固定資産)	214,002	218,472	負債合計	77,779	60,674
建物	87,986	90,410	純資産の部		
構築物	8,236	8,936	【株主資本】	352,002	350,205
機械及び装置	14,431	14,645	資本金	31,642	31,642
車両運搬具等	1,907	1,171	資本剰余金	26,854	26,854
工具、器具及び備品	1,414	705	資本準備金	26,854	26,854
土地	97,874	97,910	利益剰余金	307,798	316,744
建設仮勘定	2,151	4,693	利益準備金	5,978	5,978
(無形固定資産)	6,540	6,578	その他利益剰余金	301,820	310,766
借地権	6,172	6,172	退職給与積立金	800	800
その他	368	406	配当準備積立金	1,138	1,138
(投資その他の資産)	100,648	94,511	固定資産圧縮積立金	2,301	2,284
投資有価証券	31,690	28,380	別途積立金	276,000	276,000
関係会社株式	50,316	50,391	繰越利益剰余金	21,581	30,544
関係会社出資金	703	703	自己株式	△14,292	△25,034
長期貸付金	10,792	7,900	【評価・換算差額等】	10,640	9,222
差入保証金	3,697	3,704	その他有価証券評価差額金	10,640	9,222
繰延税金資産	1,543	1,986	純資産合計	362,642	359,428
その他	2,233	1,767	負債・純資産合計	440,421	420,103
貸倒引当金	△328	△323			
資産合計	440,421	420,103			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	当期 (2022.4.1～2023.3.31)	前期 (ご参考) (2021.4.1～2022.3.31)
営業収益	245,356	237,806
営業原価	197,972	193,160
営業総利益	47,384	44,646
販売費及び一般管理費	17,453	17,326
営業利益	29,930	27,320
営業外収益	3,664	3,116
受取利息及び配当金	3,152	2,578
その他	511	538
営業外費用	87	55
支払利息	18	—
その他	69	55
経常利益	33,507	30,380
特別利益	477	943
固定資産売却益	45	54
投資有価証券売却益	250	627
補助金収入	181	262
特別損失	449	1,190
固定資産除売却損	373	279
投資有価証券評価損	—	1
関係会社株式評価損	75	641
関係会社事業損失引当金繰入額	—	267
税引前当期純利益	33,535	30,134
法人税、住民税及び事業税	9,896	9,318
法人税等調整額	△112	△133
当期純利益	23,751	20,949

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 上 組
取締役会 御中

神 陽 監 査 法 人
兵庫県神戸市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 川本章雄
代表社員 業務執行社員 公認会計士 松井大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社上組の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社上組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 上 組
取締役会 御中

神 陽 監 査 法 人
兵庫県神戸市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 川本章雄
代表社員 業務執行社員 公認会計士 松井大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社上組の2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じて同様の報告または説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、神陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人神陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人神陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社 上組 監査役会

常任監査役(常勤)	佐伯邦治	Ⓔ
社外監査役	中尾巧	Ⓔ
社外監査役	黒田愛	Ⓔ
社外監査役	秀島友和	Ⓔ

第84回 定時株主総会 会場ご案内図



株主総会
会場

ホテルオークラ神戸

神戸市中央区波止場町2番1号
ホテルオークラ神戸 1階「平安の間」

交通の
ご案内

- ▶ JR・阪神「元町」駅より徒歩10分
- ▶ 三宮バスターミナルより無料シャトルバス約10分
(JR三ノ宮駅前南 ミント神戸1階)

※シャトルバスの運行状況については、ホテルオークラ神戸のウェブサイト等で事前にご確認くださいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。